

独立行政法人国際観光振興機構 契約監視委員会 2020年度(第1回)議事概要

開催日	2020年6月23日(火)	
場所	独立行政法人国際観光振興機構 本部会議室	
出席委員氏名	委員長 戸田次郎(国際観光振興機構監事)	
	委員 今井和男(弁護士)	
	委員 杉本賢司(公認会計士、税理士)	
	委員 西村幸夫(國學院大學新学部設置準備室長・教授)	
	委員 大塚美智子(国際観光振興機構監事)	
審査対象期間	2019年10月1日 ~ 2020年3月31日	
抽出案件	4 件	(備考)
(内訳)		契約件名:
一般競争入札	0 件	契約相手方: (別紙のとおり)
指名競争入札	0 件	契約金額:
随意契約	4 件	契約締結日:
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)	
議題1. JNTOにおけるプロモーションの現状		
別紙のとおり		
議題2. 2019年10月1日から2020年3月31日までの契約状況等について		
別紙のとおり		
議題3. 公益法人に対する支出の点検・見直しについて		
別紙のとおり		
議題4. 2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び 2020年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検		
別紙のとおり		

議題1. JNTOにおけるプロモーションの現状		
報告内容	・コロナ禍での今後の情報発信・プロモーションの拡大に向けて、段階的なステップを示したロードマップに基づき説明。	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①コロナ禍において、JNTOの動き方、考え方やプロモーション等がより質的に高い、国民に対し非常に説得力の高いものにしていくことは非常に重要なミッションであると認識している。</p> <p>②本年度のJNTOのプロモーション予算は、前年度と比べてどのようになっているか。また、予算執行の時期についてどのような考えか。</p>	<p>①地方や自治体、DMOと様々な議論・相談をしながら、今後のプロモーションの在り方を考えていきたい。</p> <p>②反転攻勢に向けた補正予算等対前年度2.5倍の予算を頂いている。頂いた予算を適時適切に効果的に執行するため、今年度に使い切るのではなく、次年度に繰り越せるものは次年度に繰り越すなど、執行時期についてはフレキシブルに対応していく。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし	

議題2. 2019年10月1日から2020年3月31日までの契約状況等について【契約状況全般】		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	外国随意契約については、見積もり合わせを行い、一定の競争性を確保している理解で間違いはないか。	然り。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし	

【抽出事案1】随意契約方式(緊急随意契約)

<p>【契約件名】 「Covid-19」に係る迅速かつ正確な情報発信事業</p>	<p>【契約相手方】ソリッドインテリジェンス株式会社</p>	
<p>【契約金額】29,998,100円</p>	<p>【契約締結日】2020年3月13日</p>	
<p>委員からの意見・質問、 それに対する回答等</p>	<p style="text-align: center;">意見・質問</p> <p>①緊急随契により契約しているが、どのような場合、緊急随契としているのか。</p> <p>②契約の相手先をソリッドインテリジェンス株式会社とした理由は何か。</p> <p>③本事業ではどのような取り組みを行い、内容(契約の中身)は具体的にどのようなものとなっているのか。</p> <p>④契約の履行期限が6月末となっているが、7月以降も情報発信の必要性があるのではないか。</p> <p>【意見】 緊急随契は、競争性がないという観点から契約額の妥当性等について、しっかりと説明責任を果たしていく必要がある</p>	<p style="text-align: center;">回答</p> <p>①JNTOでは、緊急の必要により競争に付すことができない場合には、随意契約によることができると規定している。 新型コロナウイルス感染症発生後の状況下において、日本政府は3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第二弾を新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定し、同対応策においてJNTOを通じた迅速な情報発信について言及しており、当機構としては、一刻も早い対応が必要であると判断したものである。</p> <p>②同社は、これまでに事業実績があり、既に構築した体制を活用することができ、かつ、JNTOウェブサイトやSNSツールの知見を習熟しており他の事業者と比較しても効果的・経済的であったためである。</p> <p>③JNTOが運営するウェブサイト等における「COVID-19」関連情報の更新及びソーシャルリスニング手法等の活用を通じた主要市場における情報収集等実施の2点。</p> <p>④情報発信については、6月中に観光施設等が開館してくると思われるため、一旦は6月末で終えることとしている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・特になし</p>	

【抽出事案2】随意契約方式(企画競争方式)

<p>【契約件名】 データを活用したMICE誘致力の強化に係るコンサルティング及び基盤整備検討事業</p>	<p>【契約相手方】NECソリューションイノベータ株式会社</p>
<p>【契約金額】19,883,098円</p>	<p>【契約締結日】2020年2月7日</p>

	意見・質問	回答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>①本事業の概要および内容(契約の中身)は具体的にどのようなものとなっているのか。また、「基盤整備」とは何か。</p> <p>②企画競争の結果、2者の企画提案の中から、NECソリューションイノベータ(株)の企画提案を採用した理由は何か。</p> <p>③当該事業の効果の測定方法はどのようなものを予定しているのか。</p> <p>④実際の国際会議誘致の経験からすると、開催地の決定要素は様々であり、当該事業におけるデータ活用が、実際の国際会議誘致に効果があるのか疑問である。</p>	<p>契約内容は以下3点である。</p> <p>① MICE誘致業務の整理や業務上のボトルネックや課題の洗い出しのための現状調査 ② マーケティングオートメーションの機構における活用に向けた施策及び職員が実施すべき業務の概要検討 ③ ①②をもとに必要となるシステムの要件検討</p> <p>また、基盤整備について、現在JNTOで利用している顧客管理(CRM)システムのサービスならびにその中に格納しているMICEプロモーション部の活動実績等の情報をもって「基盤」と呼んでいる。「基盤整備」においては本事業にて現状調査した結果等をもとに改善するべき点を修正するとともに、サービスのアップデート、データ格納方法やサービス利用方法の効果最大化を進める事とし、また、BtoBセールスにおいて一般的となっているMA(マーケティングオートメーション)の設置を行うことを指している。</p> <p>②他社と比較して、課題解決に向けたコンサルの段階や事業者側とJNTO側の作業分担が明確であるとともに、MIとCのターゲットを分けた段階的改修提案は現実的であったためである。</p> <p>③当該事業はMICEプロモーション部のデータ基盤整備の複数年計画の初年度の事業として、2年目以降整備すべき基盤の要件を定義することを目的として実施した。そのため、本事業においては、事業結果として基盤整備の要件定義並びにそれに資する課題の抽出と対応する改善案を整理した。</p> <p>なお、前述の複数年計画の「基盤整備」においては、最終的に国際会議並びに企業会議・インセンティブ旅行のリード増加を目標としており、2020年度以降実施するウェブサイトでのMAやその他取り組みにより基盤内に整理されたリード数の測定をもって、本事業を含む複数年計画の効果測定を行うこととしている。</p> <p>④当該事業は、データ収集基盤を整備する事業であり、収集したデータの活用方法については、ご指摘を頂いた意見を踏まえ、しっかりと検討していきたい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・特になし</p>	

【抽出事案3】随意契約方式(企画競争方式)		
【契約件名】 2019年度タイ市場におけるインフルエンサー等招請、 広告宣伝事業及びメディア招請、旅行会社招請事業	【契約相手方】株式会社博報堂	
【契約金額】134,999,230円	【契約締結日】2020年3月31日	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	①契約日は3/31であるが、日本・タイ 両国において新型コロナウイルスの収 束時期が不明である中、招請事業が 可能と判断した理由は何か。債務不 履行となるリスクはないか。また、今後 の事業予定について。	① ・契約日の理由 新型コロナウイルス流行収束後の反転攻勢に向けて、 収束次第速やかに効果的なプロモーションを実施するた めの十分な準備期間や、各招請地域等との連絡調整に 要する十分な準備期間を確保するため、特定後事業者 と仕様書の調整が終了した段階で契約を締結した。招 請事業は現在締結の契約の履行期限までに終了できな い可能性もあり、履行期限延長も想定しており、支払時 期も後払いとなっていることから、債務不履行のリスクは ない。 ・今後の事業予定 現段階ではオンライン広告宣伝事業の一部として、特設 ウェブサイト制作に着手済みで、公開に向けて、ロゴや 広告クリエイティブ等の作成を開始している。
	②新型コロナウイルス禍において具体 的にどのような事業実施方法を検討し ているのか。また、従来ベースの事業 遂行と比較しコストはどうなるのか。	②招請事業については渡航規制が解除され、十分安全 に旅行可能と判断される時期の事業実施を想定し、履 行期限の延長等行った上での実施を予定している。ま た、コスト面は感染対策費用等について、現契約の仕様 書中にも緊急対応等のフォロー項目を設けており、契約 金額内にて対応予定としている。 オンライン広告宣伝事業については特設ウェブサイトの 制作に着手済みであり、将来の訪日に繋がる機運醸成を 目的とし、招請予定インフルエンサーの過去の訪日体験 メッセージ等を6月中より公開予定としている。また、招 請自体の情報発信は安全な旅行が可能となった段階で 実施を想定している。なお、オンライン広告宣伝事業の コストについては直接的な往來を伴わない作業工程の ため、コスト増加の要因はないと想定している。
③今回の契約は、全部で4つの事業を 一つの契約にまとめて契約をしている が、まとめて契約した方が効率的なの か、また経済的であったのか。	③今回は、事業の連続性ということで、4つの事業を一 括契約したが、たとえば成熟化した市場では、ある程度 きちんと事業を分けて契約をしているので、今回のタイ 市場についても将来的には市場の成熟度をみて、検討 していきたい。	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・特になし	

【抽出事案4】随意契約方式(外国随意契約)

<p>【契約件名】 韓国市場における訪日旅行促進のための旅行会社・航空会社等との共同プロモーション事業</p>	<p>【契約相手方】 株式会社ベクトルコム</p>	
<p>【契約金額】 31,978,896円 (KRW 315,997,000)</p>	<p>【契約締結日】 2019年10月7日</p>	
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p style="text-align: center;">意見・質問</p> <p>①韓国市場は、政治的対立が民間レベルにも反映した影響もあり、訪日客数が減少したが、10月に当該事業を契約した理由は何か。また、契約内容はどのようなものであったのか。</p> <p>②上記のような状況の中、契約時における当該事業の効果の測定方法はどのようなものであったのか。また、期待した効果を得られたのか。</p> <p>③外国随契としているが、随意契約となった具体的な理由は何か。また、契約の相手先である株式会社ベクトルコムは、住所は韓国だが、会社名は日本語のようであるが、どのような事業者なのか。</p> <p>④韓国市場は、10月頃から関係改善のため訪日客数が回復したともいえるが、例年通りの推移をしただけではないか。</p>	<p style="text-align: center;">回答</p> <p>①成熟した韓国市場においては、新たな旅行商品の造成および販売を促進することが重要であり、本事業を計画したが、2019年7月日本政府の輸出規制強化措置への反発から、韓国において日本関連商材(旅行を含む)不買運動が発生し、日本関連広告が一斉に中止されたため、事業の実施可否を慎重に見極めていた。8月後半頃、日本関連広告が再開され始めたため事業実施の見通しが立ち、悪化した市場状況の早期改善にも寄与すると判断の上、調達を開始、10月7日に契約を締結した。</p> <p>②実施した広告の媒体接触人数および販売された旅行商品による送客数により事業効果を図り、それぞれに目標数を上回った。市場状況が不安定な中でも一定の効果があったものと考えている。</p> <p>③反日機運の緩和時機を逃さずに事業を実施するため、早期に調達を行う必要があり、現地旅行会社、航空会社等との共同広告の実績や専門能力を重視する必要があったため、見積もり比較による外国随意契約を採用した。 なお、受注事業者である株式会社ベクトルコムは、日本に本社を置く大手PR会社である株式会社ベクトルの関連企業であるが、韓国国内で法人登記のある韓国企業である。</p> <p>④当然ながら関係改善以外にもそういった季節柄の理由など、複数の理由が合わさって増加したと理解している。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・特になし</p>	

議題3.「公益法人に対する支出の点検・見直し」について		
契約監視委員会において審議することとなった経緯	(該当なし)	
審議における観点	(該当なし)	
【契約件名】(該当なし)	【契約相手方】(該当なし)	
【契約金額】(該当なし)	【契約締結日】(該当なし)	
審議概要	(該当なし)	
議題4. 2019年度調達等合理化計画に対する自己評価及び2020年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検		
報告内容	<p>・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定することとされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。</p> <p>・また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)において、「契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行う」とあるため、2019年度の調達等合理化計画の自己評価と、その評価を踏まえて策定した2020年度の調達等合理化計画について審議するものである。</p>	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(該当なし)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(該当なし)	
【その他全体を通しての委員からの意見・質問等】		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>報道等で再委託の問題が大きく取り上げられているが、JNTOにおける取組はどのようになっているか。</p> <p>【意見】 当機構の取組が恣意的な運用とならないよう、当委員会等外部からの監視は重要である。</p>	<p>企画競争においては、企画提案を公募する際に、企画競争説明書の中で再委託等の予定を企画提案書に盛り込むという要件を課しており、また、契約書においても一括再委託等の禁止と再委託及び再委託内容等の変更についても事前承諾を義務として課しており、適切に行っているところである。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・特になし。	